

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号

株式会社 ヤギ

代表取締役社長 八木 隆 夫

第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第105期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号
当社 本店3階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
昨年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項

- 第105期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第105期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第8号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額および内容決定の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(当社ウェブサイトアドレス <https://www.yaginet.co.jp>)

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済・金融政策を背景とした緩やかな回復基調にある一方で、米国新政権による経済政策への思惑や中国をはじめとする新興国の景気減速など不安定な世界情勢を反映し、個人消費は伸び悩みました。とりわけ、繊維・ファッション業界を取り巻く環境は厳しく、消費者の節約志向や低価格帯品へのシフトに加えて、天候不順や新興国の景気減速に伴うインバウンド需要の下振れも重なり、一部の高付加価値品を除いて総じて販売不振の傾向が強まりました。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画「Value Innovation 123」の最終年度にあたり、重点施策である「中核事業の高収益化」「海外事業の拡大・新規事業の強化」「経営管理体制の高度化」の実行に向けて、差別化商材の供給力強化や優良取引先との取り組み深耕、国内外のグループ経営基盤の強化を推進いたしました。経営環境が厳しさを増すなか、欧州の素材・縫製を活用した商材の国内提案や、欧米での顧客獲得に向けた海外の展示会への参加など、市場開拓に向けて積極的な活動を展開しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は112,854百万円（前期比2.5%減）、営業利益は2,752百万円（前期比2.3%減）、経常利益は2,658百万円（前期比10.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,576百万円（前期比20.2%減）となりました。

当連結会計年度における分野別の概況は次のとおりであります。

【原料分野】

原料分野は、天然繊維原料につきましては、国内消費活動の不振や輸入品の増加を要因とする国内産地でのテキスタイル減産の流れを受けて、厳しい事業環境にありました。合成繊維原料も、車両部材向け原料など一部の高付加価値品を除いて、需要が伸び悩みました。国内における衣料品需要の減速基調に加えて、期初の円高による輸出減退も響き、資材用途など非衣料品向けを含めて全体的に好材料に乏しい状況となりました。

このような状況の下、当社グループは、優良取引先との取り組み深耕や、生産集約による加工効率の向上を推進することにより、経費削減による収益基盤の構築に努めました。

この結果、原料分野の売上高は18,253百万円（前期比14.5%減）となりました。

【テキスタイル分野】

テキスタイル分野は、国内衣料品需要の低迷や期初の円高による輸入増がマイナス材料となり、主力のニット生地や綿織物の販売は苦戦を強いられました。一方で、特殊な機械や素材を使い付加価値の高い加工を施したニット生地の需要は底堅く推移するなど、差別化商材が収益を牽引しました。

このような状況の下、当社グループは、販売戦略の要である「テキスタイル・プロジェクト」において、在庫の適正化や素材企画力を活かした売れ筋商品の開発、グループ会社との合同展示会開催などによる販売強化に努めたものの、川下にあたるアパレル市況の低迷により、業績改善には至りませんでした。

この結果、テキスタイル分野は売上高14,151百万円（前期比1.7%減）となりました。

【繊維二次製品分野】

繊維二次製品分野は、景況感の悪さに天候不順が加わり、百貨店や大手量販店での復調の兆しも見られず、一部の専門店や専門量販向けを除き、総じて厳しい状況が続きました。秋物に続いてレディースのアウトターをはじめとする防寒衣料、さらには春物の初期需要も弱含みで推移するなど、年度を通して低迷を抜け出すことができませんでした。

このような状況の下、当社グループは、企画段階から請け負い、製造し供給するODM生産を推進したほか、分野を横断した取り組みによる新規オリジナル商材の開発を加速し、市場で存在感を高めるための競争力強化に努めました。

この結果、繊維二次製品分野は売上高75,735百万円（前期比1.8%増）となりました。

事業区分別売上高

区	分	金額（百万円）	構成比（％）
繊維事業	原料分野	18,253	16.2
	テキスタイル分野	14,151	12.5
	繊維二次製品分野	75,735	67.1
	その他	4,298	3.8
不動産事業		415	0.4
合	計	112,854	100.0

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループの属する繊維・ファッション業界は、激変する国内外の経済動向を反映した先行き不透明感に加えて、従来の価値観が通用しない市場トレンドの構造的な変動にも直面し、当社グループも極めて厳しい経営の舵取りを迫られています。繊維・ファッション業界を含む国内外の経済は、今後も混迷が続くと予想されます。

このような状況の下、当社グループは、2020年3月期を最終年度とする3カ年の当社グループ中期経営計画「SPARKS 2020」（スパークス2020）を策定しました。来るべき2020年における「ありたい姿」を明確化し、その実現に必要な経営戦略を可視化する観点から、「総合力発揮の強化」「新領域への挑戦」「構造改革の実行」の3点を重点方針とし、「新しい商社像」を示せるリーディングカンパニーとなるべく挑戦する意思を明確化しました。

なお、新計画のコンセプトである「SPARKS」は、圧倒的な強みを持って困難な市場環境を切り開いていく企業であり続けるためにワクワク感を持って働くさまを「火花（SPARKS）」に例えることにより、新領域への挑戦と新しい価値の創造に挑む決意を表現しています。

重点施策の概要は次のとおりです。

（1）総合力発揮の強化

- ①個別事業の強化（利益体質の強化、製品戦略を見据えた既存事業の最適化、優良取引先との取り組み強化）
- ②グループシナジーの強化（成長に向けてヤギグループの強みを活かせる事業領域の拡充）

（2）新領域への挑戦

- ①海外販売体制の構築（将来の布石としての海外成長市場に向けた積極展開）
- ②ライフスタイル提案（一定の市場シェアを確保できる体制の構築）
- ③ブランドビジネス（ブランドプロデュースの強化）

- ④EC／メディア戦略(的確な情報発信による購買層ターゲットへの確実な訴求)
- ⑤M&Aによる事業拡大(既存事業の拡大／新領域・他分野への進出)

(3) 構造改革の実行

- ①人事企画機能の強化(働き方改革、多様性のある人材確保と次世代をリードする人材育成)
- ②経営管理機能の強化(リスクマネジメント、グループシナジー支援、業務プロセス・物流機能改革)

今後におきましても、当社が1893年の創業以来築き上げてきた、信用と実績をさらに高めていくために、経営の効率性向上を目指し、いかなる環境の下でも適正な利潤を上げられるようなビジネスモデルを構築してまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

5. 直前3事業年度の財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第102期 (平成26年3月期)	第103期 (平成27年3月期)	第104期 (平成28年3月期)	第105期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売上高(百万円)	120,010	114,055	115,695	112,854
経常利益(百万円)	2,430	2,858	2,983	2,658
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	1,232	1,764	1,975	1,576
1株当たり当期純利益	146円73銭	210円13銭	235円24銭	187円73銭
総資産(百万円)	54,108	59,679	61,298	60,271

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）によって算出しております。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第102期 (平成26年3月期)	第103期 (平成27年3月期)	第104期 (平成28年3月期)	第105期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売上高(百万円)	114,506	106,134	105,585	102,420
経常利益(百万円)	2,297	1,990	2,041	1,512
当期純利益(百万円)	1,204	1,201	1,414	750
1株当たり当期純利益	143円40銭	143円03銭	168円43銭	89円31銭
総資産(百万円)	48,637	51,513	53,427	54,085

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）によって算出しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況（平成29年3月31日現在）

（1）親会社の状況

該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
日 本 パ フ 株 式 会 社	50百万円	100.00%	化粧用パフおよび外衣製造
株 式 会 社 ヴ ィ オ レ ッ タ	95百万円	99.75%	編レース製造
YAGI & CO., (H.K.) LTD.	11百万 香港ドル	100.00%	繊維製品およびその原料の 輸出入販売
株 式 会 社 マ ル ス	60百万円	100.00%	不動産賃貸業
TATRAS JAPAN株式会社	16百万円	100.00%	衣 料 品 の 製 造 ・ 販 売
イ チ メ ン 株 式 会 社	50百万円	100.00%	アパレル向け 生地・製品の 企 画 販 売

（注）当連結会計年度中の株式の取得により、イチメン株式会社および株式会社今中木綿店を子会社といたしました。なお、平成28年6月20日付で、イチメン株式会社を存続会社とし、株式会社今中木綿店を消滅会社とする吸収合併を行いました。

7. 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

事 業	主 要 な 内 容
織 維 事 業	綿化繊糸、合繊糸、綿化繊織物、合繊織物、ニット生地および衣料品等の各種繊維二次製品の国内販売ならびに輸出入
不 動 産 事 業	不動産の賃貸

8. 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

（1）当社

国内	本店	大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号
	支店	東京（東京都中央区）、福井（福井市）
	出張所	名古屋（名古屋市）
	営業所	和歌山（和歌山市）
海外	駐在員事務所	上海（中国）、ホーチミン・ハノイ（ベトナム）、バンコク（タイ）、ダッカ（バングラデシュ）

（2）子会社

国内	日本パフ株式会社	（大阪府寝屋川市）
	株式会社ヴィオレッタ	（大阪市城東区）
	株式会社マルス	（大阪市中央区）
	TATRAS JAPAN株式会社	（東京都渋谷区）
	イチメン株式会社	（東京都渋谷区）
海外	YAGI & CO., (H. K.) LTD.	（中国 香港）

9. 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
421名（143名）	4名増

（注）従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（2）当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
283名（93名）	11名増	38.8歳	15年

（注）従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

10. 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,710百万円
株式会社三井住友銀行	1,001百万円

II. 会社の現況に関する事項

1. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 45,568,000株
(2) 発行済株式の総数 8,398,433株（自己株式 2,169,567株を除く）
(3) 株主数 1,733名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ヤギ共栄会	949千株	11.31%
株式会社みずほ銀行	414	4.93
株式会社三井住友銀行	380	4.52
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデリティ シ リーズ インtrinsic オポ チュニティズ ファンド	378	4.51
バンク オブ ニューヨーク ジ ーシーエム クライアント アカ ウント ジェイピーアールディ アイエスジー エフイー - エイ シー	335	3.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	305	3.63
ヤギ従業員持株会	297	3.55
第一生命保険株式会社	250	2.98
ゴールドマン サックス インターナショナル	237	2.83
クロスプラス株式会社	229	2.73

(注) 持株比率は自己株式 (2,169,567株) を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	八 木 秀 夫	
代表取締役社長	八 木 隆 夫	
代表取締役専務取締役	朝 野 幸 博	
取 締 役	長 戸 隆 之	営業第三部門長
取 締 役	山 岡 一 朗	営業第二部門長 株式会社TILA MARCH JAPON代表取締役
取 締 役	北 山 裕 士	営業第一部門長 株式会社ヴィオレッタ取締役
取 締 役	奥 村 忠 司	オーミケンシ株式会社 顧問
監 査 役（常勤）	大 原 弘 幸	
監 査 役	池 田 佳 史	弁護士法人栄光 代表社員 イートアンド株式会社 社外取締役 （監査等委員）
監 査 役	塩 田 修	

(注) 1. 取締役奥村忠司氏は、社外取締役であります。

2. 監査役池田佳史氏および塩田 修氏は、社外監査役であります。

3. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
八木 秀夫	代表取締役会長	代表取締役社長	平成28年6月29日
八木 隆夫	常務取締役 管理部門長	常務取締役 管理部門長兼 海外事業部管掌	平成28年4月1日
	代表取締役社長	常務取締役 管理部門長	平成28年6月29日
北山 裕士	取締役 営業第一部門長	取締役 営業第一部門長兼 第三事業部長	平成28年4月1日

4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	309,045千円 (6,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15,200千円 (7,200千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第100期定時株主総会において年額6億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年1月31日開催の第81期定時株主総会において月額600万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、以下のものも含まれております。
- | | | |
|------|----|----------|
| 役員賞与 | | |
| 取締役 | 6名 | 52,000千円 |

(3) 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

(a) 取締役奥村忠司氏は、オーミケンシ株式会社顧問であります。同社は当社の仕入先であります。なお、当社との間に重要な取引関係はありません。

(b) 監査役池田佳史氏は、弁護士法人栄光代表社員であります。当社は同事務所に所属する弁護士との間で法律顧問契約を締結しております。また同氏は、イートアンド株式会社の監査等委員である社外取締役であります。なお、当社との間に重要な取引関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 奥 村 忠 司	16回	100%	—	—
監査役 池 田 佳 史	16回	100%	14回	100%
監査役 塩 田 修	16回	100%	14回	100%

(b) 取締役会における発言状況

- ① 取締役奥村忠司氏は、取締役会においては、社外取締役として適宜、経営者としての経験から、当社の経営上有用な指摘をするとともに意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ② 監査役池田佳史氏は、取締役会においては、社外監査役として必要に応じて法律的知識を基に意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ③ 監査役塩田 修氏は、取締役会においては、社外監査役として必要に応じて財務的見地で意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(c) 監査役会における発言状況

- ① 監査役池田佳史氏は、監査役会においては、社外監査役として監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて法律の見地と社外の立場から意見を述べております。

② 監査役塩田 修氏は、監査役会においては、社外監査役として監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて財務的見地と社外の立場から意見を述べております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査および四半期レビュー契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、社内システム構築にかかるアドバイザー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意にもとづき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容
契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月

(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役、従業員を含めた行動指針としてコンプライアンスマニュアルを定め、企業倫理、法令遵守（コンプライアンス）の徹底を図る。
 - b. コンプライアンスの実効性を高めていくことを目的として専務取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。同時にコンプライアンスに反する社内不正行為の未然防止や早期発見を的確に行うためにヘルプライン（社内報告・相談制度）を導入することとする。
 - c. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方として、「反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係をもってはならない。」旨をコンプライアンスの行動指針に規定している。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、取引基本契約への「暴力団排除条項」の導入を進め、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で、速やかに関係を解消する取り組みを行っている。
 - d. 取締役会については、取締役会規程が定められており、毎月1回これを開催することを原則とし、必要に応じて適時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に職務執行を監督する。
 - e. 取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針等に従い各監査役の監査対象となっている。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
 - f. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用および評価を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
議事録、稟議書、各種契約書、その他業務の執行状況を示す主要な文書の取り扱いに関しては、文書取扱規程に従い保存しかつ管理することとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、個々のリスクについては、それぞれに対応する組織にて各取締役が責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定を行うこととする。
 - b. 不測の事態の発生に備え、リスク管理規程にもとづき緊急事態対策規程を策定し、有事の際に適切な情報伝達と対応行動ができるように体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定例で毎月1回、その他必要に応じて適時開催し、当社の経営方針等の重要事項に関する意思決定を行うものとする。取締役会の決定にもとづく業務執行については、社内規程において、執行手続の詳細について定めることとする。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. グループ会社における業務の適正を確保するため、ヤギグループ運営方針を定めており、その指針に沿って運営を行うものとする。
- b. グループ会社における財務報告の信頼性を確保するため、ヤギグループ連結会計方針を定めており、適正な会計処理を行うとともに、内部統制を整備・運用する。
- c. グループ会社に影響を及ぼす重要な事項については、関係会社管理規程に従い、関係会社会議等を開催し、多面的な検討を経て慎重に意思決定を行うものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から1名配置する。この監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、同スタッフの考課は監査役が行い、また任命や異動については事前に監査役会の同意を得ることとする。なお、同スタッフは監査役の指示により、内部統制グループが行う監査業務を補助することができるものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項については社内規程等にもとづき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
- b. ヘルプライン（社内報告・相談制度）を適切に運用することによりコンプライアンス上の問題について監査役への報告体制を確保するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスマニュアルおよびヘルプラインの周知徹底を図るとともに、相談・通報の窓口として担当部署に加え監査役を窓口の一つとして運用しております。なお、当期においてコンプライアンス委員会を1回開催するとともに、企業集団としてのコンプライアンスを徹底するために、内部統制委員会と連携し、コンプライアンスマニュアルの周知徹底に努めております。

(2) 監査役の監査について

監査役は、監査計画書にもとづいて代表取締役と意見交換会や、各取締役と面談を実施し、会計監査人および内部統制グループとの定期的な連絡会において適宜意見交換を行いました。

(3) 内部監査の実施について

リスクベースによる内部監査実施計画書にもとづき、当社の営業部門の在庫・債権状況についての業務監査を実施するとともに、管理部門の一部についても内部監査を実施しました。

(4) 財務報告に係る内部統制について

当期における主な取り組みとしては、内部統制評価計画書にもとづき、内部統制委員会を2回開催するとともに、内部統制評価部会を11回開催し、当社および連結子会社の内部統制評価を実施しました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)	60,271,094	(負債の部)	27,983,709
流動資産	45,776,733	流動負債	19,832,756
現金及び預金	7,070,869	支払手形及び買掛金	10,620,010
受取手形及び売掛金	26,354,498	電子記録債務	1,547,201
電子記録債権	4,322,953	短期借入金	2,337,293
たな卸資産	6,516,381	未払金	3,780,734
繰延税金資産	796,136	未払法人税等	680,646
その他	1,040,962	賞与引当金	435,965
貸倒引当金	△325,068	役員賞与引当金	95,500
固定資産	14,494,360	返品調整引当金	122,994
有形固定資産	4,774,690	その他	212,410
建物及び構築物	3,060,015	固定負債	8,150,952
土地	1,460,993	長期借入金	4,796,462
その他	253,682	繰延税金負債	780,667
無形固定資産	675,683	退職給付に係る負債	989,349
のれん	640,473	債務保証損失引当金	98,673
電話加入権	5,239	関係会社整理 損失引当金	74,165
ソフトウェア	28,954	その他	1,411,634
その他	1,016	(純資産の部)	32,287,384
投資その他の資産	9,043,986	株主資本	30,236,818
投資有価証券	6,253,149	資本金	1,088,000
繰延税金資産	19,323	資本剰余金	805,188
退職給付に係る資産	1,468,269	利益剰余金	29,973,554
その他	2,444,652	自己株式	△1,629,925
貸倒引当金	△1,141,409	その他の包括利益累計額	2,045,818
資産合計	60,271,094	その他有価証券評価差額金	1,881,822
		繰延ヘッジ損益	99,587
		為替換算調整勘定	21,465
		退職給付に係る調整累計額	42,942
		非支配株主持分	4,747
		負債・純資産合計	60,271,094

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	112,854,233
売 上 原 価	97,548,416
売 上 総 利 益	15,305,816
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,553,798
営 業 利 益	2,752,018
営 業 外 収 益	311,277
受 取 利 息 及 び 配 当 金	191,073
そ の 他	120,204
営 業 外 費 用	405,224
支 払 利 息	50,952
そ の 他	354,272
経 常 利 益	2,658,071
特 別 利 益	704,006
投 資 有 価 証 券 売 却 益	704,006
特 別 損 失	622,064
関 係 会 社 出 資 金 売 却 損	12,340
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	280,771
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	156,114
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	98,673
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	74,165
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,740,013
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,298,821
法 人 税 等 調 整 額	△135,591
当 期 純 利 益	1,576,783
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	130
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	1,576,653

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年4月1日 期首残高	1,088,000	805,188	28,774,840	△1,629,605	29,038,423
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△377,939		△377,939
親会社株主に帰属する当期純利益			1,576,653		1,576,653
自 己 株 式 の 取 得				△319	△319
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,198,713	△319	1,198,394
平成29年3月31日 期末残高	1,088,000	805,188	29,973,554	△1,629,925	30,236,818

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成28年4月1日 期首残高	1,797,926	△380,990	31,741	31,426	1,480,104	4,596	30,523,124
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△377,939
親会社株主に帰属する当期純利益							1,576,653
自 己 株 式 の 取 得							△319
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	83,895	480,577	△10,275	11,516	565,714	151	565,866
連結会計年度中の変動額合計	83,895	480,577	△10,275	11,516	565,714	151	1,764,260
平成29年3月31日 期末残高	1,881,822	99,587	21,465	42,942	2,045,818	4,747	32,287,384

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|-------------|---|
| a. 連結子会社の数 | 6社 |
| b. 連結子会社の名称 | 日本パフ株式会社
株式会社ヴィオレッタ
YAGI & CO., (H. K.) LTD.
株式会社マルス
TATRAS JAPAN株式会社
イチメン株式会社 |

当連結会計年度より、株式の取得に伴いイチメン株式会社および株式会社今中木綿店を連結の範囲に含めております。

なお、平成28年6月20日付でイチメン株式会社を存続会社とし、株式会社今中木綿店を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(2) 非連結子会社の状況

- | | |
|--------------|--|
| a. 非連結子会社の数 | 15社 |
| b. 非連結子会社の名称 | 株式会社ソレイユ
株式会社TILA MARCH JAPON
株式会社ストラダエスト
株式会社ソロイスト
タトラス エスアールエル
タッグ ショールーム エスアールエル
日帕化粧用具（嘉善）有限公司
譜洛革時（上海）貿易有限公司
八木貿易（深圳）有限公司
ピーティ サンダン マジュ レスタリ
ソーキャル ガーメント エルエルシー
プログレス タイランド カンパニーリミテッド
ヤギ ベトナム カンパニーリミテッド
株式会社SOMIC
BOLDMAN株式会社 |

- c. 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、資産基準、売上高基準、利益基準および利益剰余金基準等の観点からみていずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

- a. 持分法を適用した関連会社の数 1社
- b. 関連会社の名称 株式会社コージコーポレーション

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の状況

- a. 主要な会社等の名称 株式会社ソレイユ
株式会社TILA MARCH JAPON
株式会社ストラダエスト
株式会社ソロイスト
タトラス エスアールエル
タッグ ショールーム エスアールエル
日帕化粧用具（嘉善）有限公司
譜洛革時（上海）貿易有限公司
八木貿易（深圳）有限公司
ピーティ サンダン マジュ レスタリ
ソーキャル ガーメント エルエルシー
プログレス タイランド カンパニーリミテッド
ヤギ ベトナム カンパニーリミテッド
株式会社SOMIC
BOLDMAN株式会社
- b. 持分法を適用しない理由 非連結子会社または関連会社は、いずれも連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、次のとおりであります。

連結子会社の名称	事業年度の末日
日本パフ株式会社	平成29年2月28日
株式会社ヴィオレッタ	平成29年2月28日
YAGI & CO., (H. K.) LTD.	平成28年12月31日
株式会社マルス	平成29年2月28日
TATRAS JAPAN株式会社	平成29年2月28日
イチメン株式会社	平成29年2月28日

連結計算書類の作成にあたっては、それぞれの事業年度の末日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

a. 有価証券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの 連結会計年度の末日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法により算定）

(ロ) 時価のないもの 移動平均法による原価法

b. デリバティブ

時価法

c. たな卸資産

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

b. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当連結会計年度対応額を計上しております。

c. 役員賞与引当金

役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

d. 返品調整引当金

当社は、売上返品により発生する将来の損失に備えるため、特定得意先について個別に返品可能性および処分可能性を勘案し、将来損失発生見込額を計上しております。

e. 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

f. 関係会社整理損失引当金

関係会社の事業整理に伴う損失に備えるため、当社グループが負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a. 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務

(c) ヘッジ方針

社内管理規程にもとづき、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替変動によるリスクをヘッジしております。

(d) ヘッジ有効性の評価

振当処理している為替予約については有効性の評価を省略しております。

b. のれんの償却方法および償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しています。また、重要性の乏しいものについては当該勘定が生じた期の損益として処理しています。

c. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の「退職給付に係る調整累計額」に計上しております。

d. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,149,621千円
2. 建物及び構築物の圧縮記帳額 7,005千円
3. 偶発債務
 - (1) 保証債務
 - 保証債務総額 1,266,761千円
 - 債務保証損失引当金 △98,673千円
 - 差引額 1,168,088千円
 - (2) 債権流動化に伴う買戻義務 1,177千円

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
発行済株式 普通株式	10,568,000株	一株	一株	10,568,000株
自己株式 普通株式(注)	2,169,348株	219株	一株	2,169,567株

(注) 増加株式数は単元未満株式の買取によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

平成28年6月29日開催の第104期定時株主総会決議による配当に関する事項

- a. 株式の種類 普通株式
- b. 配当金の総額 377,939千円
- c. 1株当たり配当額 45円
- d. 基準日 平成28年3月31日
- e. 効力発生日 平成28年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年6月29日開催予定の第105期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- a. 株式の種類 普通株式
- b. 配当金の総額 394,726千円
- c. 配当の原資 利益剰余金
- d. 1株当たり配当額 47円
- e. 基準日 平成29年3月31日
- f. 効力発生日 平成29年6月30日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

短期借入金および長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であり輸出入取引に限定し取引の執行・管理については社内管理規程に従って行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. 会計方針に関する事項」の「(4)a. 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

また、営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	7,070,869	7,070,869	—
(2) 受取手形及び売掛金	26,354,498	26,354,498	—
(3) 電子記録債権	4,322,953	4,322,953	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	5,339,531	5,339,531	—
(5) 固定化債権 貸倒引当金	561,744 △561,744 —	—	—
(6) 支払手形及び買掛金	(10,620,010)	(10,620,010)	—
(7) 電子記録債務	(1,547,201)	(1,547,201)	—
(8) 短期借入金	(2,311,589)	(2,311,589)	—
(9) 未払金	(3,780,734)	(3,780,734)	—
(10) 長期借入金	(4,822,166)	(4,806,525)	15,640
(11) デリバティブ取引	143,912	143,912	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金ならびに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(5) 固定化債権

固定化債権については、担保および保証による回収見込額等にもとづいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

- (6) 支払手形及び買掛金、(7) 電子記録債務、(8) 短期借入金ならびに(9) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、一年内返済予定長期借入金を含めております。

- (11) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先の金融機関等から提示された価格等にもとづき算定しており、デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。(連結貸借対照表計上額913,618千円)

VI. 賃貸等不動産に関する事項

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、賃貸オフィスビルや賃貸住宅等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

用途	連結貸借対照表計上額			期末時価
	期首残高	期中増減額	期末残高	
オフィスビル	493,568	6,787	500,356	1,821,280
駐車場	5,249	△5	5,243	1,053,320
貸地	1,098	—	1,098	411,257
工場	269,481	△9,464	260,016	157,465
住宅	1,377,788	△36,991	1,340,797	1,057,992
その他	94,905	△102	94,803	201,385
合計	2,242,092	△39,776	2,202,316	4,702,702

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標にもとづく価額等によっております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,843円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 187円73銭 |

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)	54,085,578	(負債の部)	28,859,071
流動資産	40,229,574	流動負債	18,413,474
現金及び預金	5,137,269	支払手形	507,011
受取手形	5,012,032	電子記録債務	1,550,921
電子記録債権	3,882,843	買掛金	9,365,996
売掛金	19,611,902	短期借入金	2,407,235
商品	5,310,971	未払金	3,609,163
前払費用	3,268	未払費用	68,611
繰延税金資産	695,954	未払法人税等	291,500
未収入金	273,761	預り金	56,287
その他	622,460	賞与引当金	366,000
貸倒引当金	△320,889	役員賞与引当金	52,000
固定資産	13,856,004	返品調整引当金	122,994
有形固定資産	2,706,892	その他	15,751
建物	1,955,999	固定負債	10,445,596
構築物	1,430	長期借入金	7,576,358
車両運搬具	3,991	繰延税金負債	574,386
器具及び備品	156,805	退職給付引当金	920,158
土地	588,665	債務保証損失引当金	98,673
無形固定資産	14,219	関係会社整理損失引当金	74,165
電話加入権	355	その他	1,201,854
ソフトウェア	13,289	(純資産の部)	25,226,507
商標権	573	株主資本	23,384,885
投資その他の資産	11,134,893	資本金	1,088,000
投資有価証券	5,054,532	資本剰余金	805,188
関係会社株式	3,724,316	資本準備金	805,188
関係会社出資金	11,420	利益剰余金	23,121,621
長期貸付金	1,287,930	利益準備金	272,000
前払年金費用	1,405,648	その他利益剰余金	22,849,621
その他	792,455	配当準備積立金	520,000
貸倒引当金	△1,141,409	土地圧縮積立金	16,109
資産合計	54,085,578	建物圧縮積立金	77,961
		別途積立金	16,800,000
		繰越利益剰余金	5,435,550
		自己株式	△1,629,925
		評価・換算差額等	1,841,622
		その他有価証券評価差額金	1,742,034
		繰延ヘッジ損益	99,587
		負債・純資産合計	54,085,578

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	102,420,289
売 上 原 価	90,093,532
売 上 総 利 益	12,326,757
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,667,894
営 業 利 益	1,658,862
営 業 外 収 益	248,251
受 取 利 息 及 び 配 当 金	200,583
そ の 他	47,667
営 業 外 費 用	394,934
支 払 利 息	51,119
そ の 他	343,814
経 常 利 益	1,512,178
特 別 利 益	453,461
投 資 有 価 証 券 売 却 益	453,461
特 別 損 失	622,064
関 係 会 社 出 資 金 売 却 損	12,340
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	280,771
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	156,114
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	98,673
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	74,165
税 引 前 当 期 純 利 益	1,343,575
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	657,332
法 人 税 等 調 整 額	△63,864
当 期 純 利 益	750,108

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本 等									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	利益準備金	配当準備金	その他利益剰余金	土地圧縮積立金	建物圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成28年4月1日 期首残高	1,088,000	805,188	272,000	520,000	16,109	81,853	16,150,000	5,709,489	22,749,452	
当期の変動額										
剰余金の配当								△377,939	△377,939	
建物圧縮積立金の取崩し						△3,892		3,892		
別途積立金の積立て							650,000	△650,000		
当期純利益								750,108	750,108	
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)										
当期の変動額合計	—	—	—	—	—	△3,892	650,000	△273,938	372,169	
平成29年3月31日 期末残高	1,088,000	805,188	272,000	520,000	16,109	77,961	16,800,000	5,435,550	23,121,621	

	株 主 資 本		評 価 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年4月1日 期首残高	△1,629,605	23,013,035	1,432,876	△380,990	1,051,886	24,064,921
当期の変動額						
剰余金の配当		△377,939				△377,939
建物圧縮積立金の取崩し						
別途積立金の積立て						
当期純利益		750,108				750,108
自己株式の取得	△319	△319				△319
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)			309,158	480,577	789,735	789,735
当期の変動額合計	△319	371,849	309,158	480,577	789,735	1,161,585
平成29年3月31日 期末残高	△1,629,925	23,384,885	1,742,034	99,587	1,841,622	25,226,507

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

a. 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

b. その他有価証券

(a) 時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法により算定）

(b) 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

- (4) 返品調整引当金 売上返品により発生する将来の損失に備えるため、特定得意先について個別に返品可能性および処分可能性を勘案し、将来損失発生見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。
なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (6) 債務保証損失引当金 関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- (7) 関係会社整理損失引当金 関係会社の事業整理に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法
- a. ヘッジ会計の方法 為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
- b. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務
- c. ヘッジ方針 社内管理規程にもとづき、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替変動によるリスクをヘッジしております。

- d. ヘッジ有効性の評価 振当処理している為替予約については有効性の評価を省略しております。
- (2) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更による当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,430,134千円
2. 建物の圧縮記帳額	2,000千円
3. 偶発債務	
(1) 保証債務	
保証債務総額	971,562千円
債務保証損失引当金	<u>△98,673千円</u>
差引額	872,889千円
(2) 債権流動化に伴う買戻義務	1,177千円
4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
(1) 短期金銭債権	2,645,808千円
(2) 長期金銭債権	1,279,563千円
(3) 短期金銭債務	1,901,859千円
(4) 長期金銭債務	2,876,358千円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

1. 営業取引による取引高	
(1) 売上高	7,357,822千円
(2) 仕入高	2,760,133千円
2. 営業取引以外の取引による取引高	32,387千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	2,169,567株
------	------------

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

商品評価損	478,556千円
貸倒引当金	445,478千円
退職給付引当金	279,728千円
減損損失	161,841千円
賞与引当金	112,728千円
関係会社出資金評価損	106,654千円
その他	217,936千円

繰延税金資産小計 1,802,924千円

評価性引当額 △407,737千円

繰延税金資産合計 1,395,187千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	760,888千円
前払年金費用	427,317千円
建物圧縮積立金	34,052千円
繰延ヘッジ損益	44,325千円
その他	7,036千円

繰延税金負債合計 1,273,619千円

繰延税金資産の純額 121,567千円

VII. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社名 の 等 称	議決権等の所 有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)
子会社	譜洛革時 (上海)貿易 有限公司	(所有) 直接 100%	銀行借入に 対する債務 保証	銀行借入に 対する債務 保証残高	674,078

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

一般的な取引条件により、決定しております。

3. 子会社への債務保証に対し、98,673千円の債務保証損失引当金を計上しております。また、当事業年度において98,673千円の債務保証損失引当金繰入額を計上しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,003円72銭

2. 1株当たり当期純利益 89円31銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社ヤギ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣田壽俊 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤギの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤギ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社ヤギ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣田壽俊 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤギの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会の監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

I. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

1. 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制推進グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店・営業所等における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

(2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

II. 監査の結果

1. 事業報告等の監査結果

(1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(3) 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

2. 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社 ヤギ 監査役会

監査役（常勤）大原 弘 幸 ㊞

監査役 池田 佳 史 ㊞

監査役 塩田 修 ㊞

(注) 監査役池田佳史及び塩田 修は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、安定した配当の継続と、経営基盤の強化に必要な内部留保をバランスよく実施していくことを基本的な考えとしております。

第105期の期末配当につきましては、基本方針と当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社は平成28年6月29日をもちまして、代表取締役社長が八木秀夫より八木隆夫へ交代となり、新しい経営体制を進めております。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

つきましては、期末配当として、株主の皆様のご支援に感謝の意を表するとともに、1株当たり普通配当45円に記念配当2円を加え、47円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は394,726,351円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 650,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 650,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査・監督機能を一層強化し、当社のコーポレートガバナンスの充実および企業価値の更なる向上を図るために構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置する「監査等委員会設置会社」へ移行することとし、当該移行のために必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、定款の一部を変更するものであります。
- (2) 当社および当社子会社の事業の多様化や今後の事業展開を鑑み、定款第2条（目的）について変更を行うものであります。
- (3) 監査役の責任免除にかかる現行定款第34条の削除後も、必要な期間、同条の規定にもとづく責任の減免が引き続き可能であることを明確にするため、附則を設けるものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。
- (5) なお、本議案における定款変更については、本総会終結のときをもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. 各種工業薬品、化学製品、医薬品、その他の物資およびその原料の輸出入ならびに売買業	2. 各種工業薬品、化学製品、 <u>医薬部外品</u> 、その他の物資およびその原料の輸出入ならびに売買業
3. ～ 10. (条文省略)	3. ～ 10. (現行どおり)
(新 設)	11. <u>化粧品、健康食品、美容機器、その他美容関連商品の企画、製造、輸出入ならびに売買業</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	12. <u>飲料（アルコール、酒類、アルコール含有飲料を含む）、</u>
(新 設)	<u>食料品、農畜産物および水産物の輸出入ならびに製造加工業、売買業</u>
(新 設)	13. <u>倉庫業、港湾運送業、通関業、</u>
(新 設)	<u>貨物利用運送事業および運送代理業</u>
(新 設)	14. <u>情報処理・提供およびその他の</u>
(新 設)	<u>情報サービス業ならびに広告業</u>
(新 設)	15. <u>観光・スポーツ・研修・保育・</u>
(新 設)	<u>旅館および飲食店の施設および</u>
(新 設)	<u>経営ならびに旅行業</u>
(新 設)	16. <u>各種イベントの企画、運営お</u>
(新 設)	<u>よび実施</u>
(新 設)	17. <u>人材紹介および人材派遣事業</u>
(新 設)	18. <u>前各号に関連する調査、企</u>
11. (条文省略)	<u>画、研究、開発およびコンサル</u>
第3条 (条文省略)	19. (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および	第4条 当社は、株主総会および
取締役のほか、次の機関を	取締役のほか、次の機関を
置く。	置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第5条～第16条 (条文省略)	第5条～第16条 (現行どおり)
第5条～第16条 (条文省略)	第5条～第16条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、15 名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、15 名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議により取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>第22条 ～ 第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>3. 取締役社長のほか、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>第22条 ～ 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の員数)	(削 除)
<p>第27条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
(監査役の選任)	(削 除)
<p>第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	
(監査役の任期)	(削 除)
<p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	
(監査役会の招集)	(削 除)
<p>第30条 <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで、監査役会を開くことができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によ</u> <u>って常勤の監査役を選定す</u> <u>る。</u></p>	(削 除)
<p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項は、</u> <u>法令または本定款のほか、</u> <u>監査役会において定める監</u> <u>査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総</u> <u>会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第34条 <u>当会社は、会社法第426条第</u> <u>1項の規定により、任務を</u> <u>怠ったことによる監査役</u> <u>(監査役であった者を含</u> <u>む。)の損害賠償責任を、法</u> <u>令の限度において、取締役</u> <u>会の決議によって免除する</u> <u>ことができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、会社法第427条第1</u> <u>項の規定により、監査役との</u> <u>間に、任務を怠ったことよ</u> <u>る損害賠償責任を限定する契</u> <u>約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責</u> <u>任の限度額は法令が規定する</u> <u>額とする。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第 5 章 監査等委員会
(新 設)	<u>(監査等委員会の権限)</u> 第28条 監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第35条 ～ 第40条 (条文省略)	第32条 ～ 第37条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>【附則】</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、平成29年6月29日開催の第105期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生のときをもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やぎ ひで お 八 木 秀 夫 (昭和17年6月26日生)	昭和40年4月 日本板硝子株式会社入社 昭和62年9月 株式会社八木商店 (現株式会社ヤギ) 入社 昭和63年3月 当社社長室長 平成2年1月 当社取締役社長室長 平成6年1月 当社常務取締役 管理本部長補佐兼社長室担当 平成9年1月 当社常務取締役管理本部長 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成28年6月 当社代表取締役会長(現任)	131,000株
2	やぎ たか お 八 木 隆 夫 (昭和48年4月9日生)	平成11年4月 インドネシア石油株式会社(現国際石油開発帝石株式会社) 入社 平成23年11月 株式会社ヤギ入社 当社経営企画室長代理 平成24年7月 当社経営企画部長代理 平成25年4月 当社管理本部長代理(経営企画部・人事部・情報システム部・法務管理部担当) 平成25年6月 当社取締役管理本部長代理(経営企画部・人事部・情報システム部・法務管理部担当) 平成26年4月 当社取締役管理本部長代理(経営企画部・人事部・情報システム部・法務管理部・グループ会社統括室・物流部担当) 平成26年6月 当社取締役管理部門長 平成26年10月 当社取締役管理部門長兼海外事業部管掌 平成27年6月 当社常務取締役管理部門長兼海外事業部管掌 平成28年4月 当社常務取締役管理部門長 平成28年6月 当社代表取締役社長(現任)	26,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	あさ の ゆき ひろ 朝 野 幸 博 (昭和25年9月18日生)	昭和49年4月 株式会社八木商店 (現株式会社ヤギ) 入社 平成7年5月 当社ニット部長 平成8年11月 当社テキスタイル第1部長 平成9年1月 当社取締役テキスタイル第1部長 平成10年11月 当社取締役営業第2本部長兼テキ スタイル第2部長 平成12年1月 当社常務取締役営業第2本部長兼 営業第3本部長 平成14年1月 当社常務取締役営業第2本部長兼 営業第3本部長兼テキスタイル第 2部長 平成14年4月 当社常務取締役営業第2本部長兼 営業第3本部長 平成16年4月 当社常務取締役営業第二本部長 平成17年6月 当社代表取締役専務取締役管理本 部長兼営業第二本部長 平成17年7月 当社代表取締役専務取締役管理本 部長兼中国室長兼物流部管掌 平成18年8月 当社代表取締役専務取締役管理本 部長兼物流部管掌 平成19年7月 当社代表取締役専務取締役管理本 部長 平成26年6月 当社代表取締役専務取締役(現任)	47,400株
4	なが と たか ゆき 長 戸 隆 之 (昭和40年5月17日生)	昭和63年4月 株式会社八木商店 (現株式会社ヤギ) 入社 平成21年4月 当社営業第二本部第四事業部長代 理兼営業二課課長 平成22年4月 当社営業第二本部第四事業部長兼 営業二課課長 平成22年10月 当社営業第二本部第四事業部長 平成25年6月 当社取締役営業第二本部第四事業 部長 平成25年11月 当社取締役営業第二本部第四事業 部長兼営業第二本部第一事業部管 掌 平成26年4月 当社取締役営業第二本部第二部門 長兼営業第二本部第二部門第二事 業部長 平成26年6月 当社取締役営業第五部門長兼営業 第五部門第二事業部長 平成27年6月 当社取締役営業第三部門長 平成29年4月 当社取締役営業第二本部長(現任)	7,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	やま おか いち ろう 山 岡 一 朗 (昭和41年11月10日生)	平成3年4月 株式会社ヤギ入社 平成24年4月 当社営業第二本部第三事業部長代理兼営業五課課長 平成25年6月 当社営業第二本部第三事業部長兼営業五課課長 平成25年10月 当社営業第二本部第三事業部長兼営業四課課長 平成26年4月 当社営業第二本部第一部門第一事業部長兼営業二課課長 平成26年6月 当社営業第二本部第一部門第一事業部長 平成26年6月 当社取締役営業第三部門長兼営業第三部門第二事業部長 平成27年4月 当社取締役営業第三部門長兼営業第三部門第三事業部長 平成27年6月 当社取締役営業第二部門長 平成29年4月 当社取締役営業第二副本部長兼第三部門長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社TILA MARCH JAPON代表取締役	3,500株
6	※ ま わたり たけ つぐ 馬 渡 武 継 (昭和41年1月26日生)	昭和63年4月 株式会社八木商店 (現株式会社ヤギ)入社 平成22年4月 当社営業第三本部第一事業部長代理兼営業一課課長 平成22年10月 当社営業第三本部第一事業部長代理 平成23年4月 当社営業第一本部第四事業部長 平成26年6月 当社営業第二部門第二事業部長 平成26年10月 当社経営企画部付参事(出向 株式会社リープスアンドバウンズ(現TATRAS JAPAN株式会社)代表取締役専務取締役) 平成28年6月 当社執行役員総務部総務グループ付参事(出向 TATRAS JAPAN株式会社 代表取締役専務取締役) 平成29年4月 当社執行役員営業第一本部長兼第一部門長(現任)	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※は新任候補者であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ おほ 大原 弘幸 (昭和29年12月29日生)	平成53年4月 株式会社八木商店(現株式会社ヤギ)入社 平成5年11月 当社リビング部寝装課課長 平成9年11月 当社合織部第2課課長 平成12年11月 当社合織部第3課課長 平成18年4月 当社営業第一本部第一事業部新規事業推進室室長 平成24年4月 当社海外事業部海外統括室参事 平成25年6月 当社常勤監査役(現任)	8,100株
2	※ いけ 池田 佳史 (昭和37年8月29日生)	平成2年4月 栄光総合法律事務所入所 平成11年4月 同事務所 パートナー 平成11年5月 プリティッシュ・コロンビア大学 ロースクールマスターコース卒業 平成15年1月 弁護士法人栄光 代表社員(現任) 平成21年6月 イートアンド株式会社監査役 平成25年6月 当社社外監査役(現任) 平成27年6月 イートアンド株式会社社外取締役 (監査等委員)(現任)	500株
3	※ しお 塩田 修 (昭和23年9月13日生)	昭和47年4月 株式会社大和銀行(現株式会社りそな銀行)入社 平成12年7月 同社執行役員京都支店長 平成14年3月 同社常務執行役員東京営業部長 平成15年9月 同社退社 平成16年6月 洸陽フューチャーズ株式会社(現大洗ホールディングス株式会社)専務取締役 平成16年12月 黒川木徳証券株式会社(現あかつき証券株式会社)執行役員 平成17年10月 大洗ホールディングス株式会社代表取締役社長 同社退社 平成18年12月 東テク株式会社顧問 平成19年5月 同社執行役員 平成19年7月 同社常務執行役員 平成19年11月 黒川木徳証券株式会社(現あかつき証券株式会社)退社 平成20年3月 東テク株式会社取締役 同社取締役常務執行役員 平成20年6月 同社顧問 平成20年11月 当社社外監査役(現任) 平成26年6月 同社顧問 平成27年6月 東テク株式会社退社	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	※ くま がい ひろし 熊 谷 弘 (昭和27年5月8日生)	昭和51年4月 株式会社トーマン(現豊田通商株式会社)入社 平成11年11月 同社退社 イシグロ株式会社入社 平成18年2月 同社退社 東京知財事務所入所 平成21年4月 JICAシニアボランティア タシケント国立経済大学 国際経済学部教授(ウズベキスタン) 平成23年5月 任期満了 平成23年11月 東京知財事務所パートナー弁理士 平成24年8月 JICAベトナム事務所 企画調査員 裾野産業支援 平成26年8月 任期満了 平成27年5月 JICA専門家(産業開発アドバイザー) タンザニア産業貿易投資省 平成29年5月 任期満了 現在に至る	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※は新任候補者であります。
3. 池田佳史氏、塩田 修氏および熊谷 弘氏はいずれも社外取締役候補者であります。当社は池田佳史氏、塩田 修氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また熊谷 弘氏においても、選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 池田佳史氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その在任期間において、これまでに弁護士として培ってこられた法的知識や幅広い見識を、独立した立場から当社の監査機能の強化に活かしていただいております。同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務についても適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
5. 塩田 修氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その在任期間において、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見をもとに、独立した立場から当社の監査機能の強化に活かしていただいております。社外取締役としての職務についても適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
6. 熊谷 弘氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、総合商社をはじめ長年にわたりグローバルな活動をされ、大学教授や弁理士としての見識も豊富であります。これらの経験をもとに、独立した立場から当社の監査・監督機能の強化のために、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
7. 当社は池田佳史氏および塩田 修氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定にもとづき同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社と熊谷 弘氏は、選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる事態に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
なかにし たけし 中西 猛士 (昭和33年10月4日生)	昭和58年4月 株式会社八木商店（現株式会社ヤギ）入社 平成13年1月 当社東京支店総務経理課課長 平成16年4月 当社東京支店長 平成17年4月 財務部財務課課長 平成24年3月 当社財務部長代理兼課長 平成25年4月 当社財務部長 平成26年10月 当社管理部門長代理（財務部・経理部・物流部・グループ会社統括室担当）兼財務部長 平成27年4月 当社管理部門長代理（財務経理部・管理部・物流部・東京統括部担当）兼財務経理部長兼東京統括部長 平成27年10月 当社執行役員管理部門長代理（財務経理部・管理部・物流部・東京統括部担当）兼財務経理部長兼東京統括部長 平成28年1月 当社執行役員管理部門長代理兼 財務経理部長兼東京統括部長 平成28年4月 当社執行役員管理部門長代理 平成28年6月 当社執行役員管理部門長 平成29年4月 当社執行役員統括部門長兼業務部長（現任）	5,300株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成24年6月28日開催の第100期定時株主総会において年額6億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。当該移行に伴い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止したうえで新たに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して年額6億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額をその職務と責任を考慮して、年額8千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額および内容決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案にもとづき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額7千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議にもとづき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年4万4千株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より20年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、執行役員、使用人、顧問または相談役、その他これに準ずる地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、使用人、顧問または相談役、その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画、その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

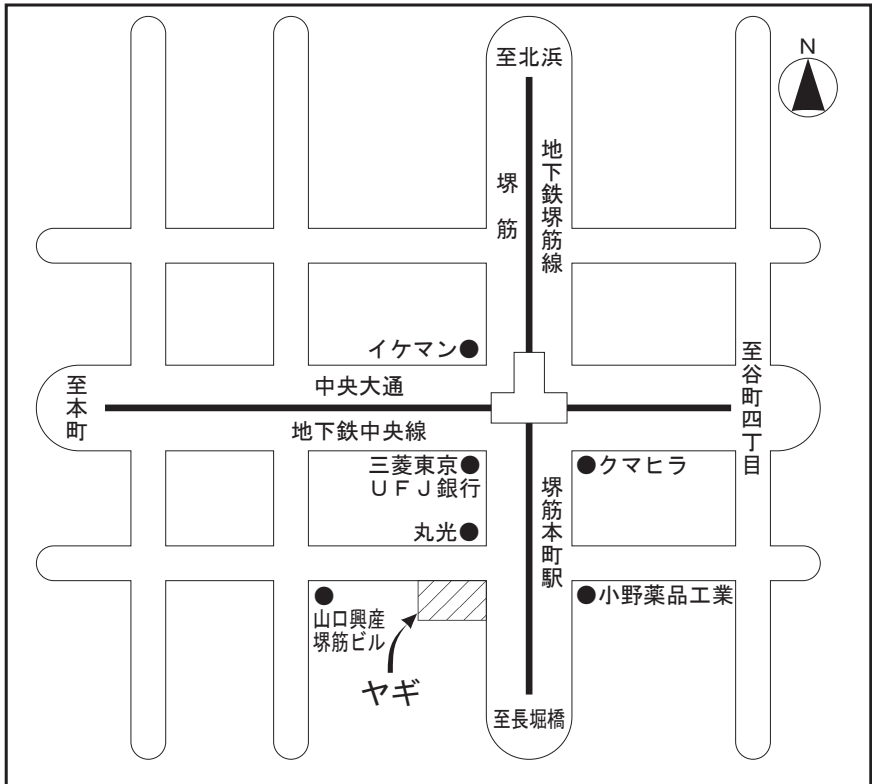
株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪市中央区久太郎町二丁目 2 番 8 号

当 社 本店 3 階会議室

交 通 地下鉄（堺筋線・中央線）堺筋本町駅下車

⑩番出口 南へ徒歩約 2 分



（なお、駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。）